

子供を扶養に入れる										
対象者	申請理由	対象者の年齢	対象者の状況	必要書類(公的書類は写しで可)			(被保険者に配偶者がいる場合)	(別居している場合)		
子供	出生	—	—	—	世帯全体の住民票(※1) マイナンバー及び続柄の 記載されているもの	—	配偶者の 直近の給与明細1ヶ月分 または 配偶者の 直近の源泉徴収票 (※4) 送金記録3ヶ月分 (※5)	—		
	被保険者の 入職	高校卒業まで	—	—		—		—	—	
		高校卒業後	大学(院)・専門学校 収入なし	被扶養者 状況調査書		非課税証明書(※1)		直近の給与明細3ヶ月分 (※2)	—	
			大学(院)・専門学校 収入あり						—	
			無職							非課税証明書(※1)
			アルバイト							
	退職	高校卒業後	—					退職証明書・離職票 資格喪失通知書 等(※1)		
	収入減	高校卒業後							雇用契約書 (※3)	
	失業給付 受給終了	高校卒業後	—							雇用保険受給資格者証 (表裏)(※1)

※1 扶養異動届に対象者のマイナンバーを記載される場合は、青字の書類を省略することができます。

※2 就労開始直後のため3ヶ月分の給与明細を提出できない場合は雇用契約書の写しをご提出ください。

※3 勤務形態変更に伴う新たな雇用契約書が無い場合は収入が下がってからの給与明細3ヶ月分を提出してください。

その場合は3ヶ月の実績により認定可否を判断し、日付を遡っての扶養認定はいたしません。

※4 配偶者が既に扶養認定されている場合は提出不要です。産休・育休中の場合は休業前の給与明細を提出してください。

※5 別居の場合は送金が必須です。通帳の写しや振込通知書をご提出ください。3ヶ月分の送金記録が無い場合は3ヶ月の実績を作ってから申請してください。(手渡しは不可)

その場合であっても日付を遡っての扶養認定はいたしません。なお、被保険者の単身赴任による別居の場合は同居とみなしますので、提出不要です。

審査において追加の書類が必要となる場合がございますので、ご承知おきください。